

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（198）」
2. 日時：平成29年6月30日 13時30分～15時30分
3. 場所：原子力規制庁 18階C会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、皆川安全審査官

（安全技術管理官（システム安全担当）付）

小野主任技術研究調査官、江口技術研究調査官、江畑技術参与、  
増原技術参与

（安全技術管理官（シビアアクシデント担当）付）

小城技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員（発電管理室室長（許認可担当）） 他  
21名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力技術 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 設備設計グループ 課長 他2名

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力安全評価チーム主任

中国電力株式会社：電源事業本部 担当課長（原子力安全）

電源開発株式会社：炉心・安全室 安全技術タスク 担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、『東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価』を用いて、東海第二発電所の重大事故等対策の有効性評価（炉心損傷防止対策）のうち、原子炉停止機能喪失及び津波浸水による注水機能喪失の対策について、これまでの指摘事項を踏まえて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【津波浸水による注水機能喪失】

- 事故シーケンスグループ「全交流動力電源喪失」との従属性を考慮して評価しているが、資源の評価内容については相違があるため、相違点を整理した資料を提示すること。
- 残留熱除去系海水系ではなく、緊急用海水系を用いた場合においても、各評価項目を満足することを整理した資料を提示すること。

- (2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 原子炉停止機能喪失 比較表